

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第十七号

昭和二十九年二月二十七日(土曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 幸夫君

理事 中村 幸夫君

理事 永井勝次郎君

理事 小川 幸夫君

理事 一雄君

理事 三郎君

理事 重一君

理事 敏君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席府委員

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(通商局長)

(内閣提出第六四号 同日)

齋藤式ガスタービンの試作研究に関する請願(池田清君紹介)(第二四九号)

電力料金値上げ反対に関する請願(安井大吉君紹介)(第二六二一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

輸出保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五七号)(予)

貿易に関する件

○大西委員長 これより会議を開きます。

まず去る二十三日予備審査のため付託された輸出保険法の一部を改正する法律案について、政府よりその提案理由の説明を求めます。

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

れ、加工され、又は集荷される貨物を本邦外において販売すること

を委託する輸出契約をいう。

第一条の三「輸出金融保険」の下に「委託販売輸出保険」を加える。

第一条の七中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 一會計年度内に引き受ける委託販売輸出保険の保険金額の総額

第五条の五の見出しを「代金又は対価の回収」に改め、同条中「当該輸出貨物の代金」を「当該輸出契約に基く輸出貨物の代金又は対価の対価」に改める。

第五条の六中「保険価額」を「第五条の四に規定する残額」に改める。

第九条中「資金について、手形上の権利の行使によりその」を「資金の」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 委託販売輸出保険

(保険契約)

第十条の二 政府は、委託販売輸出保険を引き受けることができる。

委託販売輸出契約は、輸出者が、委託販売輸出契約に基く貨物を輸出した場合において、当該委託販売輸出契約に基く貨物の販売によつて、当該貨物の輸出及び販売のために支出した費用を回収する

ことができることにし、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため船積されないものについては、通商産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

第十四条中「取得した」を「取得すべき」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

○愛知國務大臣 ただいま議題となり

ました輸出保険法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

輸出保険制度は、昭和二十五年に初めて設けられて以来、数回の改正を経て現在五種類の保険を包含する制度に発展し、その利用状況も漸次活発になつて来ておりますが、最近における我が国國際收支の推移に鑑み、今後なお一段と輸出を振興することが必要となつて参りましたので、今回輸出保険法の一部を改正して新種保険を創設することにいたしましたのであります。

本法は右の趣旨により新たに輸出者が委託販売輸出を行うことによつて受ける損失を填補する保険を創設することにより、本邦商品の海外市場への進出を促進し、海外市場の開拓と輸出の増進をはからんとするものであります。

2 前項第二号の規定の適用に關しては、販売期間内に販売されなかつた貨物であつて、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため船積されないものについては、通商産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

第十四条中「取得した」を「取得すべき」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

○愛知國務大臣 ただいま議題となり

ました輸出保険法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

輸出保険制度は、昭和二十五年に初めて設けられて以来、数回の改正を経て現在五種類の保険を包含する制度に発展し、その利用状況も漸次活発になつて来ておりますが、最近における我が国國際收支の推移に鑑み、今後なお一段と輸出を振興することが必要となつて参りましたので、今回輸出保険法の一部を改正して新種保険を創設することにいたしましたのであります。

本法は右の趣旨により新たに輸出者が委託販売輸出を行うことによつて受ける損失を填補する保険を創設することにより、本邦商品の海外市場への進出を促進し、海外市場の開拓と輸出の増進をはからんとするものであります。

2 前項第二号の規定の適用に關しては、販売期間内に販売されなかつた貨物であつて、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため船積されないものについては、通商産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

第十四条中「取得した」を「取得すべき」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

○愛知國務大臣 ただいま議題となり

ました輸出保険法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

輸出保険制度は、昭和二十五年に初めて設けられて以来、数回の改正を経て現在五種類の保険を包含する制度に発展し、その利用状況も漸次活発になつて来ておりますが、最近における我が国國際收支の推移に鑑み、今後なお一段と輸出を振興することが必要となつて参りましたので、今回輸出保険法の一部を改正して新種保険を創設することにいたしましたのであります。

本法は右の趣旨により新たに輸出者が委託販売輸出を行うことによつて受ける損失を填補する保険を創設することにより、本邦商品の海外市場への進出を促進し、海外市場の開拓と輸出の増進をはからんとするものであります。

2 前項第二号の規定の適用に關しては、販売期間内に販売されなかつた貨物であつて、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため船積されないものについては、通商産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

第一類第十一号 通商産業委員会 議録第十七号 昭和二十九年二月二十七日

ます。

最近の国際貿易の実情は、戦争直後の特殊な形態から漸次いよいよ貿易正常化へ移行し、各国間の競争は激化し、その結果輸出取引の決済条件の緩和もある程度やむを得ない状態となり、信用状に基かない輸出や代金後払い方式による輸出によらないければ、輸出が困難となるような場合も増加する傾向にありますので、政府は、さきに輸出代金保険を設けてプラント類の代金後払い方式による輸出において輸出者の受ける損失を担保する道を開き、次いで、昨年八月に輸出有形保険を創設して、D/P、D/A方式の輸出について輸出有形を買い取った銀行が手形の不渡りによつて受ける損失を填補する制度を新設したのであります。が、今後は、本邦商品が海外市場に積み出して海外の受託者にその販売を委託するいわゆる委託販売輸出契約に基いて貨物を輸出した場合に、予期の通りに貨物が販売せられないために輸出者が受ける損失を填補する保険制度を新たに設けることとしたのであります。これは海外の需要者が直接本邦商品を見て、ただちに現物を入手し得るような販売体制を本邦輸出業者及び生産業者が安心してとれるようにすることによつて輸出を促進することを目的とするものであります。在外公館及び貿易業界等からも従来から強く要望されていたところであり、なお、今回の改正におきましては、右のほか、この法律の従来からの規定のあるものについて若干の技術的改正を加えております。

何とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上で提案理由の説明は終了しました。

○大西委員長 次に昨日に引続き貿易に関する件について調査を進めます。質疑を継続いたします。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 先般も申し上げました通り、国内の人絹の処理に対して、どういふふうにしたならば、今あるたのおつしやる漸次いよいよ貿易の正常化という言葉がありますが、まさに漸次というか、もう貿易が正常化したよなふうにも大臣はおつしやになつていふか知らないけれども、これはもう大きな間違いで、日本の貿易が正常化しているのだからということになる。きよは牛場局長も来ているからゆつくり承らなければならぬと思うのです。とんでもない大きな間違いが生じていふかと思うので、そこで部分的にもなおして行かなければならぬいふか、こう思ふのですが、そこで先日もお伺いしましたのですが、今の人絹会社の生産能力をもう少し上まわらせよう、それには一つの増産計画を立てなければならぬ。従つて施設も一応これに処してやろうというふうなお考えのようでございませう。そうなつて参りますと、ここで生産が上昇することになるわけではございませんが、それに対して銀行つまり日銀といふかあるいは大蔵省がまだその点についてはつきりしておらないといふようなことではございませう、その点について大臣は何か大蔵省の方とすでお話合ひになったことがあるか。きよは銀行局長を呼んでおられるのでございませうけれども、何かやみ金融の対

策を立てなければならぬというので、どうしてもきよは出られないのでございませう。であるからそれに対して何か大臣みずから銀行局長あたりと交渉した点があるかないか。その見通しはどうかという点について承りました。

○愛知國務大臣 たいまお尋ねの問題につきましては、合成繊維関係等につきましても資金計画をできるだけがつちりしたものにいたしまして、合成繊維の増産計画と照合して具体的な効果を上げたいと考えておるわけでございませう。従いまして大蔵省の銀行局の方面はもうございませうが、実を申しますと、直接通産省といたしましては、開港銀行それから総合資金計画の関係で経費の関係もあるわけでございませうが、直接開港銀行の当業者ともぶつかりまして、当方の態度や考え方を十分認識してもらひました上で、これを開港銀行の二十九年度資金計画の上に具体的に現わしてもらひようように、目下できるだけの努力をいたしておるやうな次第でございませう。なおこれは合成繊維だけに限る問題ではございませんで、御承知のようにその他のいわゆる財政投融資が全体として非常に圧縮されたわけでございませうが、重点的なところにはできるだけの所要資金を確保いたしたい、こういう考えの方からたいま申しましたやうなやり方を進めておるやうなわけでございませう。

○長谷川(四)委員 国内物産と外国物産、といふものの物産の比較というか、これが非常に大きな幅がありまして、御承知のように、大体の指数を調べてみますと、どのくらい大きな差が出て来るかという計算を立てますと、内外の物産というか、たとえば人絹糸から始まつて、電気銅、羊毛というやうなものまで入りますが、こういうもののまですでに、三千百一億という為替に對する比較差が出て来る、そういうふうなものがあつたもおつしやる貿易の正常化という点にも大きな影響をなす点だと思ふ。また一面それでは外貨の割当をかつてにさして行くんだということになる、また高物価といふやうな反面のものが現われて来るだらう、こういうことも考えられませう。しかしながら砂糖を筆頭にいたしまして、すべてのものが一応貿易において外貨を受けると、大体倍ぐらいいないやうにしている、こういうやうなことで八幡製鉄のやうなところにもそういう点がございませう。そういうやうなところはまた莫大な利益が上つていふし、またそれを携わつて労働をなさる方々も倍に近い労働賃金をとつていふ、こういうやうな点がありませうが、率直にお聞きしたいのですが、価格の差益金というものをどういふふうで考えているか。これは政府がこのまま野放しにしておく考えか、それとも差益金というものを考えて、いよいよこれをやらなければならぬ段階に入つて来ていないかどうか、こういう点について大臣の所見を承りたいのであります。

○愛知國務大臣 御承知のように、国際收支の均衡をはかりたいといふことと、それから物産の引下げをやりたいといふこの二つの大きな目標に對しまして、一方では現在の外貨の事情から申しまして、外貨の割当をできるだけ緊縮して考えなければならぬ。ところがそれをへたにやると物産の上昇を来すといふことは御指摘の通りでございませう。私どもとしては、まず昨日も申し上げましたように、できるだけ国内の金融その他の引締め政策の透過して行くのと相照應して、外貨の予算の編成をやつて参りたい、それまでの間と申しますか、頭からただ單純に外貨の節約をするために必要な原材料までも切つてもかまわぬのだといふ事は、私どもとしてとりたくない、原材料の必要なものだけは確保したい。しかしただいまこれもお示しのあるやうな、国内産のもので大體できるやうなものについては、輸入を圧縮して行かなければならぬことは當然のことだと考へるのであります。ところでこれも昨日永井委員から御指摘がございませうが、現在国際物産と日本の物産とを比べてみて、これは單純に物産だけを比べるといふことは危険な点もあるかと思ひますが、ともかくも現在の為替相場といふものが、必ずしも現実の實勢にそぐわない面もございませう、その関係から、輸入をすればもうかるという点があることは否定できない。そこで輸入についてただちに輸入差益金というやうな制度をとるつもりがあるかどうか、こういうお尋ねでございませうが、結論から申しますと、たいまのところそういう輸入の差益金について、一律に措置をするという考え方はとっておりませんで、しかしながら外貨の割当といふことは、それ自体がやはり一つの経済の計画性に基くものでございませうから、その割当から関連して考えなければならぬ。国内的ないろいろの措置につ

ましては、今後二十九年度の外貨予算の編成と相関連いたしました、十分慎重に検討し、改善すべき点は十分改善するようにいたしたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○長谷川(四)委員 昨日もお話を承りました、個々の現われたものに対して調査をし、さらに善処して行きたいというの、大臣の御意見のようでございませう。しかし現われたものに対して善処して行くというやり方は、私には納得できない。今こそ大臣が、裸になつてこれに取組まなければならぬときなのでございまして、個々に現われたものに対しての、善処ということでは、日本の経済の再建ということ、またさらにこれだけの日本の経済を担ふなされるあなたのお答えとしては私は物足りないというような考えもありませう。いづれにしても私の申し上げる差益金をとれというの、全部にとれというのではなくて、べらぼうな利益を得ている事業に対しては当然とらなければならぬのではないかと、とつたらいじやないかと思うのです。話がもどるけれども、たとえば今度の繊維の消費税というやうな、あんなものにかけるのなら、幾らでもこういうやうな材料があるのではないかと私は考えます。これはあなたの方の考えと違ふかも知れませんが、こういうやうな点の考えを起さなければならぬと思うのでございませう。いづれにしても、もうその時期が来ているから、ここで善処するのはもちろんであるけれども、今こそ大臣の勇敢に進むときであると私は考えます。従つて、私は先ほどのこの話に別にして、今柳原君からこの話に対しての御質問があり

ますから、この点はその程度にいたしますが、いづれにしても先ほどの人絹糸の問題、さらにアセテート、醋酸纖維の問題等も関連があるが、醋酸纖維の点についても融資をしてくれると言われているわけですが、先ほどのお答えの通りでございませうか。

○愛知国務大臣 先ほどのお答をちよつと補足いたしますが、合成纖維の關係で御承知のように二十八年年度では開券銀行の資金計画が二十五億程度でございまして、その後設備の進捗その他状況から申しまして、私ども見ておりますところでは、大体同額をこし確保できれば大したものだ。二十八年年度より多少減りましたも、既定の計画はできるのではないかと申してはおりますが、大体前年度と同額ということを目標にして交渉をいたしてございませう。それから今の醋酸糸等につきましても、合成纖維の一環として、それに準じたる取扱ひをして行く、こういうやうに考えております。

○長谷川(四)委員 二十五億は私も承知しております。しかしこれは合成纖維だけで、この中に醋酸纖維を組み込むわけには参らないでしよう。ですから準じてというのと、これと同じやうに――向うで言つてゐるのは、大体十億という予定でございませうが、これに對してのあなたの見込みがあるかという事です。大臣としてはぜひやらしたいでしよう。しかしこれに對しての可能性があるかどうかという点について御答弁を願えれば幸いと思ひます。

○愛知国務大臣 ざつとばらんに申しますが、十億まる／＼はちよつとむずかしいかと思ひます。と申しますのは、他の産業との關係だけでございませんで、実は通産省自体としても、ほかにやはり重点を置きたいところもございませうので、それと按分して考えさせていただきますたいと思ひます。

○長谷川(四)委員 私も十億といつても、現在を早急に十億は必要ではないと思ひます。ですから、その点については、でき得る限りの御努力をお願い申し上げます。で、きつておるわけですが、たとえばイタリア人絹を日本に入れたら、ポンド百八十五円で買入れられる。国内で買つてゐるものが大体二百八十五円、高値は三百円で買つてゐるのだから、こういう点について日本のあとの増産計画ができるまで、イタリア人絹でも何でももう少し輸入をさせて価格を引下げるといふ方法を考へてみる必要があるかと思ふのだが、纖維局長はどう考へるか、ひとつ大臣と話し合つてみてくだされう。

○吉岡政府委員 人絹糸の問題につきましても、かね／＼長谷川先生より御指摘をいただきました、メーカーの出じ値抑制策、またこれを裏づけるべき共同購入の制度等について鋭意研究を進めておることは、御承知の通りでございませう。ただ御承知のように、何分にも人絹糸の値段の高騰の主たる原因といたしましては、やはり総生産額の約半分が輸出に出ております。しかも昨年来実施いたしましたリンク制の効果によりまして、これが非常に順調に進んでおりますので、要するに、内需にまわる供給力が少ない。御承知のように現在メーカーもフルの生産をやつておりますので、いわゆるその辺の品がすれというところが最大の原因かと考へております。ただ値段の問題でありませうが、御承知のように人絹糸の現物ない

しは最近ものが二百八十円程度に上つております。ただ実は今月から取引所の標準の銘柄がかわりまして、従来どすで立てておりましたのが、消シになつておりました、その間に五円ないし十円の価格差がございませう。従いまし、去年の水準から申しますと、二百七十円代というのが、現物の相場になつております。そこでメーカーの出し値は、御承知のように昨年の十二月以降抑制の措置をとつておりました、現在十日ごとに報告をとつておるわけでありませうが、これは大体去年の十二月の水準通り、二百五、六十円というところでメーカーは出しておるわけでございます。ただメーカーの出しておるものは、御承知のように大体一箇月ないし二箇月先もので出しておるものです。そこで、機屋さんの立場から考へました場合には、大だいし中、ある程度以上の機屋さんは、先もので糸を買つておる。たださういふ取引をするだけの資金なり信用の比較の足りない零細な機屋さんが、結局市中の現場ないしは最近の品物を買つて、これが二百八十円ないしは九十円という高い入手価格になつてゐる。それがどの程度の割合かといふことをただいま調査しておるものでありますが、今までのところ聞いてみますと、大体全体の二割程度が、さういふ高い値で取引されてゐるのではないかと。中には一割という人もございませうが、しかしこれは今具体的に各機屋さん全部につきまして、数量別、価格別の入手量を調べておりましたので、きつ次第御報告いたしますと、今後の施策の参考にいたしたい。従いまし全部が現物の二百八、九十円で入手してゐるのではないとい

うことは御承知をお願いしたいと思ひます。それからイタリアの人絹糸の問題であります。これは長谷川先生御存じと思ひますが、イタリアにおける人絹糸の国内価格は三百円を越え、三百二、三十円しておるわけでありませう。われ／＼聞いておるところでは、大体十ばかりメーカーがございまして、そのうち三社がいちやうな大メーカーである。これは全部輸出専門に生産しておりまして、生産量においては全体の七割がその三社で占めておる。国内の方はあとの中小メーカーで生産されて、これは三百二、三十円で取引されておる。それではさういふものをどうして百七十円で売つて来るかといふこととございませうが、現地から帰つた人たちの話をいろいろ聞いてみますと、これについては極端な免税措置、たとえば会社そのものに對してはもちろん、そこに働く従業員の勤勞所得税までも免除して、結果としては二重価格政策をとつておる。それで御承知のように日本の人絹糸は、昨年度も約七千万ドルの輸出をやつておりました、纖維全体といたしまして、最も手取額の多い商品でございませう。さういふ品物に對して、相手方がさういふ政策をとつておるものを入れることが一体いかにどうかといふことは、相當研究を要するのじやないかと思ひます。それから台湾における入札についての結果を見ましても、日本の人絹糸は相當ざりざりの値段で対抗したのであります。結果としてはイタリアの値段よりも一割あるいは二割は高かつたのであります。しかしやはり台湾において、機屋さんの方は日本の人絹糸にな

れておる。それですぐイタリアの人絹糸を使うことについては、機屋さん側からの反対がございまして、結局交渉の結果若干値引きはいたしましたけれども、イタリアのものよりもある程度高い値段で、全体のほとんど大半、七、八割程度日本の人絹糸を買つてくれたというわけです。従いまして、かゝりに入れるというふうな場合におきましても、そういう品質等の面におきましては、はたして日本の繊維にすぐ使えるものかどうかという点も研究を要すると思ひます。

○大西委員長 長谷川君に申し上げますが、お約束の時間が過ぎました。

○長谷川(四)委員 ただいまの局長の言葉を大臣よくお聞きだと思ひます。イタリアという国は、貿易という点についてどのくらい努力をしておるか。単にイタリアという一国の様子を聞いただけでも、貿易には国民こそつての努力が結集されておるわけですか。それから見ると日本はどうですか。これは大臣に申し上げなくもよくおわかりだと思ひます。考えてみてください。人絹糸の共同購入というようにすることを考えている。この共同購入に對するグループができれば、メーカーと直結させる御意思がないか。当然メーカーと直結させなければならぬ。私は思う。メーカーと、一つ／＼のグループをまた連合体のグループとして直結して行かなければ、どうしても価格の抑制ができないと思ひます。こういう点についてぜひやつていただきたい。これは長くなりすから御答弁はいりませんが、ぜひやらなければならぬと考へております。せつかくプランを立てても、プラン倒れしないように、

この点について、十分熟意をもつてやらないければならぬ段階に入つて来てゐるものは、ぜひやつていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○柳原委員 関連して、きのう永井さんが触れられ、今また長谷川君が触れられたが、その人たちは主として砂糖を中心にして、人絹を中心以外貨の問題に触れられたのでありますが、私はこの問題について少し抽象的でありまして、愛知さんの見解を伺いたい。

いまさら言うまでもなく、一ドル三百六十円というものがむづかしい段階にあることは、愛知さん御承知の通り。この一ドル三百六十円というもので輸入して、これが極端な例をとりますと、砂糖のように全部が国内消費にまわるものをつくるメーカーでは、今長谷川君が申し込んだ通り、八割かあるいは十割の属大な利潤を上げておるわけなんです。一ドルについて、外貨割当を受ければ百円というプレミアムがついておる。この二百円見当の金は寝ておつてももうかる金です。そこで今は砂糖の製造会社においても、人絹糸会社においても、その他綿糸とか毛糸の工場あるいは紡績会社などは属大な利益を上げておる。そういう三百六十円についての矛盾が大きな理由となつて来る。愛知さんは、これから取上げてよく検討して行きたいと言われております。しかしこれは愛知さんが自由党におかれてはできない問題なんです。長谷川君が抜本的に解決せよと迫つておられますけれども、これは自由党の性格ではできないのです。三百六十円レートを自由党は堅持すると言ふ。堅持するとどうしても矛盾が起つて来る。

その矛盾の解決の方法には大ざつぱに見て二つあると思ひます。その一つは、今長谷川君が言つた、輸入した材料について価格差益金というものをとる、こういう方法が一つあります。これは愛知さんとしてはとらない方針だといふ御説明がありました。しかし砂糖を一つの方法はどうかというところ、砂糖を中心にして農林省ではどういふ空氣が起つておるかというところは御存じのはずであります。要するに国家管理の線が浮んで参ります。原糖というものを政府が買ひ上げて市場を操作して行くやり方、こういう方法が生れて来ます。この方法は農林省も考へておられますけれども、自由党はいわゆる自由主義経済を基調とする政党であるがゆゑに、よう言えないという段階になつておる。この二つをやらなければ外貨の矛盾を解決することはできない。レートをかえるならば別問題です。レート一本で行くならば価格差益金をとるか、もしくは輸入原料全体について政府が買ひ上げるか、この二つの方法しかない。それを愛知さんが、これからほつ／＼研究して行くと言つても私はほつ／＼と思ひます。小手先の小さなことは行われるけれども、今の自由党の中で愛知さんが通産大臣をやつて、この外貨の矛盾を解決するということが私はできないと思ひます。その辺について愛知さんはどのように考へられるか。簡単にでつこうであります。御答弁願ひたい。

それからもう一つは、こういうふうな外貨によつて属大な利潤が上りますと、銀行の信用はますますよくなつて来る、ここにどん／＼投資が行われて来る。政府もまた重要産業には投資したいとあなたの説明の中でも言つておられる。そうするとこういう工場はますます設備が拡充され、私たちが見ると相當に過剰投資が行われておると思ふ。設備をふやせば、今度輸入の外貨をあなたが減らそうと思つと、その工場は休まなければならぬといふことになる。ここに過剰投資と輸入外貨の抑制に矛盾が起つて来ます。ぐるぐる悪循環いたしましてこの矛盾がだんだん大きくなつて行く。私はあまり子供くさい意見は言ひませんけれども、大きくなつて行くのが自由党の大資本と結託する性格がうかがわれて来る。ここにまた疑獄が生れて来る。こういう大きな問題がここにあると思ひますが、ひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○愛知國務大臣 先ほど申しましたように、國際的な物価と日本の物価とが対決しておるといふことからいへば、の現象が起つておることは私もよく承知しておるつもりでございます。そこで簡単に申し上げます。私もとしては三百六十円というものは堅持したいといふことをもちろんな根本の目標にいたしまして、さしあたりのところ輸入価格差というものは考へておられぬわけでございます。これはやつぱり複數為替制度のようになるおそれのある問題もございします。三百六十円を堅持したい、そして物価を引下げて行きたいというオースドックスの行き方をする場合におきましては、できるだけこういう制度はとりたくない。それから第二の、たとえば砂糖において農林省が考へておるような案はどうであるかというお話でございましたが、これは貴重な外貨にして、しかもそれを使つて国内のどうしてもそれがな

ければいけないというものについての正當な需給を維持するためにどうして必要であるといふことであるならば、私はある程度、今農林省案で考へられておるような方針の場合によりましては考へなければならぬかと思つております。これはまあ長くなりすから省略いたしますが、われ／＼自由党の立場におる者から申しまして、これは場合にによりましては考へなければならぬ措置である、こういうふうには私は考へております。

○柳原委員 それで愛知さんは今、砂糖は農林省の案も考へなければならぬ、こゝう言われるのです。それは砂糖の一つの問題です。これは先ほど言ひましたように、綿糸についても毛糸についても人絹糸についても、その他輸入するすべての原材料について同じことが言えるのです。そうすると、農林省の意見を考へなければならぬといふと、これは全般に火の手を上げて参ります。そうなつて参りますと、これまでの自由党の性格というものは根本的にくずれて来る。吉田さんは今あなたの言われたことと相當違つた考へ方を持つておるがゆゑに、愛知さんでは、いわゆる自由党吉田内閣の愛知さんでは私はできないと思ひます。ひとつよくそのら辺は考へてもらいたい。あなたのそれについての根本的な御答弁はおそらくないんじやないか、またできないはずである。こういうふうな確信いたしまして、興味深く私はあなたの動きを拝見することになります。

○斎木委員 先ほど局長が人絹の問題に触れましたが、人絹の価格という問題について、安定価格とか考へがた

砂糖をなめないから、そういうことがわからないのだと私もは思うのであります。こういうことは十分下の心を考へていitだかないと、農林省へしりを持つて行くようなことは卑怯だと私もは思ふ。三月下旬に砂糖問題についての外貨の割当とか何とかいうものを發表したいとか何とか御せられますが、先般私が通商局長に質問したところが、一―三すなわち第四・四半期においては二十万トンの手当をし、早く入れるというような御答弁を私もは承つておつた。そのときそれだけ言うただけでさえも、砂糖が一斤五円、十円は下つて行つた。それがまた近ごろどうん／＼日に／＼上つて來ておる。それは躊躇しておるからです。それでさういうことになると思ふのであります。大臣並びに通商局長はさういつたようなことを明確にしていだいて、ジャワ糖とか何とかいうのじやなくて、早く入つて來る台湾の砂糖でも手当をする、これをやらなければたいへんなことになると思ふ。これらのことばかり考へていらつしやる。人絹の問題の二重価格制をはつきりやらぬならやらぬ、やらぬなら安定した価格をどういうぐあいになり

か、この二点をもう少し明確にしたい
ただきたいと思ひます。

○吉岡政府委員 人絹会社の出し値の
抑制措置をとつておられますことは、先
ほどお答え申し上げた通りでございます
す。十二月初めの出し値自体が高いじ
やないかという御批判もあらうかと思
ひますが、現在の制度といたしましては
、少くともとりあえずのところは十
二月の値段以上に上げないということ
をまず第一段として極力やつて参りた
いと考えております。

それから機屋さんの入手価格の安定
につきましても、これは現在各地方庁
等におきましては非常に御努力を願つ
ておるわけでありまして、特に群馬県
のごときは、昨日も知事さんがお見え
になり、また来週も経済部長とお打合
せをすることになつております。群馬
県におきましては、県に相当の応援を
していただきまして、それによつて先
ほど申しました共同購入の裏づけをす
る、こういう措置が進んでおります。

なお福井糸織につきましても、関係工
業組合の関係者と協力いたしまして、
ただいま共同購入の具体案につきまし
て考えを練つておりますので、問題は
零細な機屋にいかんして糸商が安心し
て、要するに危険なくして先物取引が
できるか、その信用を裏づけることが
問題の中心点になると思ひます。それ
さえできれば、メーカーの方に對
しましては、私どもは相當の決意を持
つて、そういう方にはできるだけ値段
なり取引条件について協力するように
指導する決意でおりますことを申し上
げておきます。

○愛知國務大臣 砂糖の問題につきま
しては、先ほどから申し上げておる通

りでございます。ただ一つこの際申
し上げたいと思ひますのは、お前は砂
糖はなめないう砂糖の利益をなめる云
云とおつしやいされたが、これは私と
してはちよつといかがかと思ひのであ
ります。砂糖はなめないう砂糖の利益
をなめることはいたしません。これは
ひとつお取消し願ひたいと思ひます。
実は先ほどちよつとお答えが足りな
かつたと思ひますが、粗糖の輸入の問
題というよりなことで、材料と精糖と
の関係についてお尋ねであつたと思
ひますが、ともかくこの砂糖の問題に
ついては、ただいまお話がありまし
たように、事実の問題としては、最近
非常に思惑だと私は考えるのであり
ます。それで大体だけだけの規模で今
後において輸入ができるかということ
について、それこそ場当たりでなく、か
つて長い期間にわたつて私としては
計画を立て、そしてこれを国民に訴
えると思ひますが、お知らせをし
たい。その需給の状況についての見通し
が御納得ができれば自然に価格が鎮
静するといふふうに私は考えておりま
す。しかし外貨の事情からいって、し
かか十分な需給を確保することがで
きない。一方におきまして需給を確
保しなければならぬ面については、ど
うしても確保を必要とするというよう
な段階でございまして、外貨の割当は
まだ作業が十分進んでおりませんの
で、それと見合せて具体的な措置を講
じたいと考えておるのであります。こ
れにだちに私としてはこれだけの数量
についてこういう措置をするというこ
とを具体的に申し上げる段階に至つて
おりません。慎重に考えたいと思つて
おります。

○齋木委員 的はずれた御答弁のよ
うに思ひます。第一番に基本
的に申しますならば、砂糖というもの
を産産大臣は原料資材か食品かという
ことの明確な線を引かないとだめなの
であります。それを忘れておる。食糧
品であるならば食糧品のようにして手
当をやつていただかなければならぬ。
原料資材と食糧品との問題を明確にし
なければ、あなたの頭がこんがらかつ
てしまふ。それをどうお考えですか。

○愛知國務大臣 それではこの点につ
きましては別にお答えをさせていた
だきたいと思ひます。農林省ともちよ
つと相談させていたきたいと思ひま
す。

○齋木委員 農林省といふけれども、
農林省は農林省の立場でしよう。私は
通産省として考えを聞いておるので、
農林大臣に聞いておるのではない。外
貨割当の問題と大きな関連を持つて来
るわけだ。

○愛知國務大臣 外貨割当のときにど
ういうカテゴリーでやつておるかとい
うお尋ねであれば、事実の問題であり
ますから、原料として割当をやつてお
る、しかし砂糖は一体何だということ
になりますと、私もちよつと自信を持
つてお答えできないということ、率
直に申し上げます。

○齋木委員 大臣の答弁はちよつとお
かしい。だから私は砂糖をなめないう
と別なところをなめておるのではない
かと思ひます。〔笑聲〕職中でも
あなたに砂糖をなめていらつしやつた
が、それは食料品としてなめていらつ
しやつたのだ。食料品として、その割
当を確保して輸入していただい
たのでしよう。それ

を原料資材だといふから、無理やりに
でも製糖会社に精白させて金もうけを
させるといふ誤りがここに出て来る。
だから、食料品ならば、粗糖をやつて
も、こういうふうに生活が逼迫してい
る場合には、一斤四十円がその安
い砂糖で国民はがまんをします。しか
もまた粗糖ならば、二〇%も甘味が強
いのであります。何も二〇%も甘味の
薄い精白糖を食べる理由はない。それ
よりも安い砂糖を輸入してやることに
おいて、私どもは国民生活の安定を期
し、またコストを下げるの一役が
できると思ひます。現政府それ自体が、国
民生活を一刻切り下げる、粗糖生活を
やれと言つておる。それなのに高い砂
糖をなめさせる。これでは、どちらを
向いていいのかわからない。あなた方
はちよつとあひると同じで、首を絞め
るといつて息をする、けつを絞めると
口で息をする、両方からやつておる。
国民はそんな無定見なことをされて
は、たまつたものではない。国民生活
がどうのこうのといふことではないと
いうことに結論的になるのじやないか
と私は思ひます。だから、原材料か食料品
かといふことを明確にしてから、おの
ずからこの外貨割当も出て来る。まだ
それを不認識であつたならば、即刻改
めていただかないと、国民生活に重大
な関係があると思ひます。その
れをひとつ明確にしたいだきたい。
農林大臣と相談しなければいけないと
おつしやるならば、これはやむを得な
いかもしれません。できないならで
きないで、許されれば、あした日曜で
も、農林大臣を今連れて来て、よくそ
こで相談して答弁してください。もう

一度明確にしたいだきたい。外貨の
問題その他に對して、国民生活上大き
な影響があるからと思つての、私ども
のお尋ねであります。どうか明確なお
答を願ひます。

○愛知國務大臣 先ほど申しました
ように、現在の外貨割当の上では原料
の扱いになつておりますから、食料品
の原料として扱つておるわけござい
ます。それから戦前との比較等の問題
につきましても、実は私どもの方でも
いろいろ研究しておるのであります
が、戦前のいわゆる粗糖と、現在輸入
しておるいわゆる粗糖とは、性質等に
おいても相當違つておる点もあるら
しいのであります。それらの点につ
いて、ただいまの御意見もごつとも
と思ひますので、今後すみやかに農
林省とも協議いたしまして、割当の
方法その他につきましても、十分研究
させていたきたいと思ひます。

○齋木委員 関連して……。ただいま
の大臣のお話では、戦前の粗糖と現在
の粗糖とは性質が違ふ。従つて戦前は
食料品であつた粗糖を、現在は原材料
として扱わなければならぬ。これが
外貨割当の一つの基準であるというお
話であります。これは相當重大だと思
ひますけれども、これらの外貨割当に
ついては、當然主管省である通産省が
許可をして決定されるものであつて、
これが不當な内容であれば、拒否する
ことは當然通産省としてはできるわけ
であります。そういう食糧の性質の
違いで、食品の扱いをしないで、原料
としての扱いにしておる、こういうふ
うに了解していいのですか。はつきり
していただきたい。

○愛知國務大臣 先ほど申しました
ように、現在の外貨割当の上では原料
の扱いになつておりますから、食料品
の原料として扱つておるわけござい
ます。それから戦前との比較等の問題
につきましても、実は私どもの方でも
いろいろ研究しておるのであります
が、戦前のいわゆる粗糖と、現在輸入
しておるいわゆる粗糖とは、性質等に
おいても相當違つておる点もあるら
しいのであります。それらの点につ
いて、ただいまの御意見もごつとも
と思ひますので、今後すみやかに農
林省とも協議いたしまして、割当の
方法その他につきましても、十分研究
させていたきたいと思ひます。

○齋木委員 関連して……。ただいま
の大臣のお話では、戦前の粗糖と現在
の粗糖とは性質が違ふ。従つて戦前は
食料品であつた粗糖を、現在は原材料
として扱わなければならぬ。これが
外貨割当の一つの基準であるというお
話であります。これは相當重大だと思
ひますけれども、これらの外貨割当に
ついては、當然主管省である通産省が
許可をして決定されるものであつて、
これが不當な内容であれば、拒否する
ことは當然通産省としてはできるわけ
であります。そういう食糧の性質の
違いで、食品の扱いをしないで、原料
としての扱いにしておる、こういうふ
うに了解していいのですか。はつきり
していただきたい。

○愛知国務大臣 通産省の立場といったしましては、今後におきましても、どうやうな外貨の節約がより多くなるであろうか、それから国内的な操作が、どうやうな一番合理的になるであろうかという点で、検討したいと思つております。過去におきましてこの経緯は、私も実はよく知りませんが、それらの点につきましても、十分関係省の間で研究をした上で、最善の方法としてどういう方法がとられておつたのだと思つてますが、先ほどもお答えいたしましたように、私もといたしまして、あらためて十分責任を持つて研究したいと思つてます。

○加藤(清)委員 関連して……今粗糖と砂糖との論議が出ておるようであります。失礼ですが、大臣は、業界ないし消費者が実際にどういふものを使つてゐるかというところを、お調べになつたことはありますか。と申しますのは、こういうことなんです。粗糖がほとんど原料であつて、戦前のものはよかつたけれども、今のものは粗糖としては実用に供せない、技術加工しなければ食糧にならない、こういうことならば、原料と言つて切ることができるといふところがある。ところが、その粗糖の方が効果的だといふ場合が多いのであります。特に菓子をつくる場合には、粗糖ばかりでございまして、よろしくございまして、そこでもこのものが横流しされて、店先で粗糖が売られてゐる。これは製糖会社に特別割当をなさつていらつしやる。そこで製糖会社はとたんに四割もつけてこれを横流しする。その実情を知つてゐる菓子屋の組合の方々から、

「そういうことならわしらにももらいたい」という陳情書がじやん／＼来てゐることをあなたは御存じでしょう。加工しなければ使えないという原毛、原綿ならばこれは原料であると言つて切ることができるといふところがある。ところが世の中が粗糖そのまゝの方がよろしい、しかもそういう材料を使う菓子屋業会という業会があるにもかかわりませず、ここには配当されずに、製糖会社にのみ、しかも製糖機械の率によつて割当が行われるというあほなことのほかで、製糖会社はじやん／＼やん投資して機械を設備するおかげで、ここに二重投資という、政府にとつてはまことに迷惑千万なことが行われてゐる。これは完全なる二重投資です。現在全部稼働してゐるというやうなことを言つたら、これは間違いだ。そのことは先ほどもあなたに答へてしまつたやうなやうな、もう一度再検討を要するのじやないかと私は思つてゐます。こういうことのおかげで不正事件が行われ、外貨割当の不正事件あるいは粗糖の横流し事件、そこから起きる利権の争奪、これによつてさる何がせんが、今日疑いがかけられておる。そこで製糖業会は、今でんやわんやの大騒ぎになつておる。まるで造船廠に似たケースがここにも行われようとしてゐる。今日、もう少し大臣としてはつきりした信念を持つていただかなければ、これは国民に及ぼす影響が非常に大きいと思つておる。――

○愛知国務大臣 先ほど申し上げました通り、從來といひますか、現在までの外貨割当の面においては粗糖は原料料として割当てておりましたという事

実を申し上げると同時に、それにつきましては先ほど来い／＼御指摘のやうな問題があり、私も今これは問題としてなか／＼重要な問題である、外貨の割当の問題としても重要でありますし、将来の国内の措置としても重要な問題であると考えますので、各方面の御意見を十分伺つて慎重に、しかしながらできるだけすみやかにこれらの措置を考へておることを申し上げた次第であります。

○加藤(清)委員 それは何月ですか。

○愛知国務大臣 それは少くとも二十九年度の外貨予算の割当のときからはずきりした形にしたいと思つてゐます。それをきめましますのは三月中でございます。

○大西委員長 次に川上貴一君。

○川上委員 私の質問は部分的なことではなかつて、通産大臣のお考えを聞きたいと思つてゐますから、簡単なお答えでけっこうであります。私も簡単に尋ねたいと思つてゐます。

第一は、通産大臣が経済演説をされたのであります。その中でい／＼問題提起し、最後に強調されたことは、今後わが国の貿易と経済の前途は容易なものではない、政府は決意を新たに国民各位の協力を得て、強力な政策を押し進めるつもりである、こゝ言つておられますが、今もその通りであると思つてゐますが、それでござい

は政治はできぬと思つてゐますが、この点は大臣はどうお考えになりますか。

○愛知国務大臣 協力を求めるということは政府の考え方を理解していただく、納得をされた上に協力を求めたい、こゝういふ気持ちでございます。

○川上委員 今国民は吉田内閣に対して協力しようと思つてゐると思われませんか。もうとても協力はできないと国民は考へてゐるとお考えになりますか。これは国務大臣、通産大臣としてひとつ正直なお考えを承りたい。

○愛知国務大臣 私は十分協力を得るものと確信しております。

○川上委員 そうすれば通産大臣は、吉田内閣は国民の信望と支持を今日得ておる、こゝうお考えになるのでありますか。

○愛知国務大臣 協力を得るものと確信いたしております。

○川上委員 得るじやありません。得ておるとお考えになりますか、どうですか。

○愛知国務大臣 得ておると考えます。

○川上委員 通産大臣の言われる国民というのはどういう層でござい

民と申しておるのであります。

○川上委員 あなたの常識とおつしやるのは、大多数でありますから、労働者、農民、一般市民のことでありませんか、どうでありますか。

○愛知国務大臣 そういふ方々も含んでおると思つてゐます。

○川上委員 大多数の国民の中に労働者、農民、市民、そういうものも一部含んでおるのでありますか。

○愛知国務大臣 一部とは申しませんが、そういう方々を含めて大多数の国民と申しておるのであります。

○川上委員 それはおかしい答弁だと思つてゐます。通産大臣は、吉田内閣は今国民の信望と支持を得ておる。しかもこの大多数は労働者、農民、市民でありますから、これは言うまでもない。見解の相違だといふやうなことは言えぬと思つてゐる。現にきのうの東京新聞に、前閣僚を含む議員十名、これが造船廠の検査の面に浮んでおる。その中には前閣僚も含まれており云々と書いてある。これはもう慢性になつておるから何ともないのかもしれませんけれども、堂々と新聞がこう書いておるのです。きのうの毎日新聞には、閣僚には時間の余裕を与えておるけれども、この事件を切開すれば内閣の命取りにもなると言われておるが、政界の大物が疑獄線上にクロース・アップされる日は迫つてゐる、こゝう書いてあるのです。政治に対する道義がまるで麻痺しておる人間にとつては大新聞がこゝうなことを書いても平氣か知りませんが、国民にとつては、これは簡単なことではないと思つてゐます。石井運輸大臣は現に逮捕せられておるところの飯野海運の社長と中

川の宴会に出席したことがあるということとを去る二十四日に国会に言うておられる。〔わかつておることじやないか〕と呼ぶ者あり。これが国民の信望を得る基礎になるのかどうか。また大養法務大臣は、山下の横田社長が逮捕せられる三日前に赤坂の料理屋で会っておるといふことを自分で言つておられる。しかも大養さんと山下の社長とは懇意な間柄であるといふ。大養事件が出ておるときに待合の席で会つたといふようなことを一体国民が信用するかどうか。しやしませんと私は思う。佐竹メモは大田とおぼしき名前が出ておるが、これはなか／＼正確にどん／＼伝えておるじやありませんか。森脇メモについては自由党の田中委員長が内閣の命取りとなると言うたばかりではない。緒方副総理が、森脇メモは内閣の命取りになるかもしれぬばかりでなしに、与党の不利益になるから発表を差控えるようにと言つたといふことが新聞に伝えられておられる。これは国民がみな知つておられる。わかつておることじやないかと自由党が言われるくらい知れておる。全部知つておるのです。通商行政の根本に關しまして、今日汚職の根本になつておる造船会社の顧問に大蔵大臣、大野国務大臣、山県前大臣がなつておるといふことを知つておる。私は逮捕状の問題ではないと思つておる。だから東京新聞にもこう書いてある。道義地に落ちた、關係に汚点がつこうがつくまいが、吉田内閣は辭職はしましといふ人さへあると書いてある。国民は現内閣をもはや一つも信用しておらぬと

思います。これが国民の常識だと思つておる。通産大臣は、どこまでも国民は信用してゐると言張りますか。これははつきりと言つておいてもらいたいと思つて。今後の重大な問題でありますから、国務大臣としての通産大臣、日本の貿易産業の全責任者である通産大臣は、国民がこのような状態に對して吉田内閣を支持してゐるのであるといふつきり言えるのなら、こゝで言つておいてもらいたい。

○愛知國務大臣 私ははつきり吉田内閣が国民の信頼をつなぎ得てゐるものと確信いたします。〔それだから議會が浮き上つてゐるんだ〕と呼ぶ者あり。川上委員 それだから浮き上るのではなくて、ろくな政治ができてゐないので。通産大臣はこのようなひどい汚職がなせ起つたと思つておる。この汚職は昭電、電報、電報のものとじやありません。もつと重大なものであります。なぜこんなことが起つたかを考えられたい。たゞ、貿易経済の全責任を負ふ人として、當然考へて行かなければならぬ。この考へなくして貿易の振興をするとか、正常貿易を何とかするとか、耐乏生活を政府が言つたつて、から急ぐ。この原因を何とお考へになりませんか。これをひとつお聞かせ願ひたい。

○愛知國務大臣 これは檢察当局の捜査により、また裁判所の判決が將來あるわけでごさいます。それが、そういうことによりまして、その原因等がはつきりすることと考へます。

○川上委員 それでは一つも政治にならぬのです。くらげなれば原因がわからぬか。そうではあります。

い。すべて政治界に汚職が起つて来る場合は、必ずその原因があるのです。そこで私は通産大臣にお聞きするが、大体こういう事件が起るものとがあるのではないかと。第一、吉田内閣は国民の利益を基礎として政治をしてゐる。アメリカの利益を基礎として政治をしてゐる。第二にほとんどの威をかける政權である。どんな悪いことをしても隠れて逃げようとしてゐる。その一番よい例は蔣介石の末路だ。中国の蔣介石の政治を知らぬ。吉田内閣のやつた通りだ。汚職、腐敗百出。占領制度のもとにおける売国政治には汚職はつきりする。われ／＼はこう断言してはばからぬ。大臣はこの点どう考へになるか。吉田内閣が占領制度下におけるアメリカの行政機関になり下り、憲法を蹂躪して平氣でゐる。憲法をこわして再軍備を進めてゐる。うなこで、政治家が信義と道義を守るとお思ひになりますか。国民の利益を基礎とせず、憲法さえも踏みにつけて平氣でゐるというふことをやつてみせて、全体の政治家が法を守り、信義と道義を守り、りつぱに国の独立と自由のために闘つてあらうとお考へになりますか。占領制度のもとにおけるこのような政治こそが腐敗、汚職の根源であるとお考へになりますか。私はいたづらに大言壮語してゐるんじやありません。実際にこのやうな古今未嘗有の腐敗墮落が起きたときに、国務大臣がその根源についてほんとうに考へられないならば、これは一内閣総理大臣だけの問題ではない。全体の政治の問題であるから、私は通産大臣の心からなる返答をお願いしたいと思ふ。

○愛知國務大臣 占領當時から云々とのお話がありました。占領が完了したからとあつても、御承知のやうに總選挙も何べんもあつたのであります。それによつて国民の信望を得て内閣を組織してゐるわけでごさいます。そういう關係から申しまして、十分お考へいただければおのずから回答ははつきりすると思つておられます。

○川上委員 そうすれば通産大臣は今の政治が事實上の占領制度であるとはお考へになりますか。それならば独立してゐる国の保安隊に頼みもせぬ顧問がおつたりするから、これは簡単です。全国の至るところにあれだけの軍事基地があつて、外国の軍隊が大手を振つて地上にも空中にも横行してゐる。實際上の問題については、国民はアメリカに押えられ、實際上に自由と独立は保つちやありません。これが占領制度ではないか。もしも通産大臣がここに思ひをいたされませんならば、貿易の管理を實際にたがはしてゐるのか。アメリカが貿易管理をしてゐるじやないか。そんなことはないとおつしやるなら、中国とソ連との貿易をたがへ禁止したのか。國際的な法律はあります。現にこのことは前の通産大臣のときに直接アメリカが干渉してゐるということを私は言つてゐる。そうではないという証は一つも出ておりません。経済上の問題について、予算はどうです。保安庁費と防衛支出金は一本になつておつて、これを二つに分けることさへ政府はできぬではないか。アメリカの意見を聞かなければ、予算一つさへ編成できないじやありませんか。二十九年度の予算をごらんください。一本になつてゐる。このことについて

しては、私は通産大臣のみならず、全政府に對してたくさん聞きたいことがあるけれども、ただ今こゝで通産大臣にお聞きしたいのは、通産大臣はほんとうに日本は獨立してゐると思ひになりますか。これは口先だけでごまかしやだめですよ。ほんとうに日本の國民の利益をお考へになるなら、この点は獨立しておらぬので困るとなげ言えないのですか。これが國民の通産大臣。あなたたはアメリカの通産大臣じやないはずである。真に子孫のために、祖國の將來を思ふならば、正直に答へたらどうです。私はこれを通産大臣に心から要求します。

○愛知國務大臣 私も靜かに冷靜にお答へをしてゐるのであります。私はアメリカの通産大臣にされた覚えは毛頭ございません。また私は現在の日本が占領下にあるとは断じて思つておられません。またアメリカの貿易管理を日本が受けてゐるとも、断じて思いません。私はこういう点になりますれば、いくらでも時間をかけて詳細に御答へ申し上げたいのであります。時間的關係もございますから、結論だけを信念をもつてお答へいたします。

○川上委員 私は協定した時間が終りましたので、これ以上はあとの問題にいたしますが、最後に通産大臣も日本人でありますから、私はほんとうに考へてもらいたいと思ふ。言ひのつたがけをして、吉田内閣を弁護しさえすればいいというところが、國民をこれほど苦しめ、ここからこのやうな汚職が出て來てゐるのです。たとへば飯野海運その他から出てゐるあの造船計画の船をごらんください。あの造船計画の船は砲座のしるしがついてゐるというじ

やないですか。たれがこのようなさし
ずをしているのか。戦時輸送船をつく
つてゐるじやないか。これは日本の独
立自由の政治じやありません。私はこ
れ以上言いませんが、願わくば、通産
大臣も前途がまだ長い政治家だ、一片
の私利私欲、一党一派にとらわれず、
真に祖国のために、前途ある政治家が
心をむなしゆうして、日本の利益と祖
国の独立をお考えになることを心から
私は期待いたしまして、私の質問を終
ります。

○牛場説明員 ちよつと御報告させて
いただきますが、ただいま対インドネ
シア輸入促進に関する緊急措置という
書きものをお配りいたしました。この
趣旨は要するにインドネシアからの
輸入を促進いたしますために、現在同
地域に多量に出ています繊維品の輸
出につきまして、その輸入原料のリン
ク率にある程度改訂を加えて輸入促進
に資するという措置でございます。こ
れを簡単に説かせていただきますと、
インドネシアからの輸入を促進する
ため、当分の間、綿糸、綿織物、ステ
ーブル・ファイバー糸、ステーブル・
ファイバー織物および人造織物の日
本、インドネシア清算勘定による輸出
について下記の措置を講ずるものとす
る。

記

一、輸出承認申請に際し、輸出金額
と等額の日本、インドネシア清算勘定
による輸入実績（スイツチトレードを
除き、以下輸入実績という。）の提示
の有無により輸出実績に対する原綿又
はレーヨンバルブのリンク率（加工度
による報奨率を含む。以下同じ。）は
次の通りとする。

(4) 輸入実績を提示した場合は現行
リンク率の一〇〇％とする。

(5) 輸入実績の提示のない場合は現
行リンク率より次の率だけ削減する。

綿糸および綿織物五〇％ステープ
ル・ファイバーおよびステープル
・ファイバー織物七〇％人造絹織
物五〇％

二、一の輸入実績は四月一日以降の
免許日付のある輸入免状による。

三、本措置は二月二十七日以降に輸
出契約したものから実施する。但し二
月二十六日以前に輸出契約したもの
についても三月三日までに輸出契約報告
書を通産産業省に提出しなかつたもの
は二月二十七日以降の契約とみなす。

こういふ大休の構想でございまし
て、一方においてストレートの輸出に
対しましてはある程度報奨率を削つた
のでありますが、実際に輸入の実績を
示したものに對しては、二〇％の報奨
をつけるというかつこうによりまし
て、現在のインドネシア清算勘定のア
ンパランスを是正する一助にいたした
いということでございます。御承知の
通り現在対インドネシア勘定は一億ド
ル以上の出超になつておりまして、こ
れはだん／＼なしくずすことにはなつ
ておりますが、先方の外貨事情等もあ
り、なか／＼はかどりません。こうい
う措置によりまして華界の協力も得て
そのバランスの是正をはかつて行きた
いという考えで実施いたすわけであり
ます。御了承願いたいと存じます。

○大西委員長 本日はこの程度で散会
いたします。

なお先ほど委員各位の御了解を願つ
たのでありますが、本件に対する質疑
は一応終了したとし、次会は三月

三日の委員会より法案の審議に入るこ
といたします。

午後零時二十三分散会

昭和二十九年三月四日印刷

昭和二十九年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局